

東御市新型コロナウイルス等対策行動計画の改定について

1 計画改定の趣旨・経過

新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえて、国が令和6年7月に新型コロナウイルス等対策政府行動計画を改定し、県が令和7年3月に長野県新型コロナウイルス等対策行動計画を改定したことをうけて、平成28年1月に策定した東御市新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定するものです。

2 位置づけ

市行動計画は新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、基本的な方針等を示すもので、国及び県行動計画に基づき定めたものです。

3 計画期間 国・県の計画改定時に適時適切に行う。

4 コロナ対応を振り返っての課題

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

5 基本目標

- ・感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・市民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・対策の実施にあたっての基本的な人権の尊重

6 対策の実施に関する基本的な方針

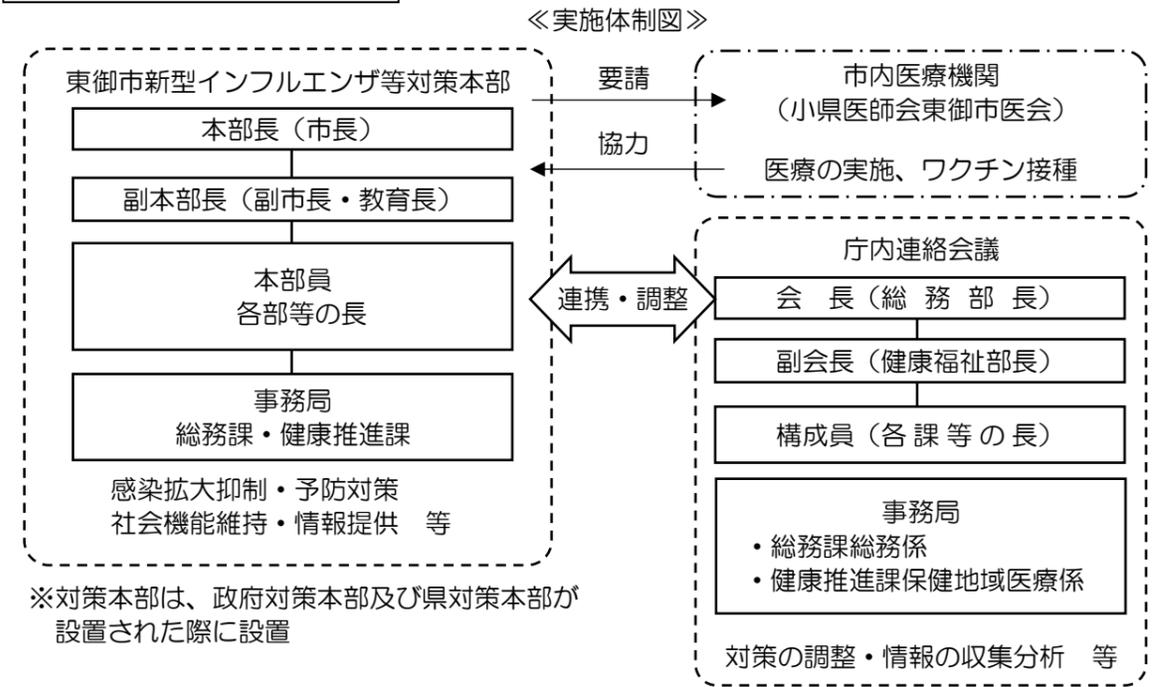
対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

7 対策項目と主な取り組み

対策項目	主な取り組み		
	準備期（発生前の段階）	初動期（発生した段階）	対応期（政府対策本部設置以降の段階）
(1)実施体制	・平時から関係機関と情報共有 ・連携体制の確認及び訓練の実施	・庁内連絡会議の開催、 対策の実施体制の強化	・市対策本部の設置、市の基本的方針に基づく対策実施
(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・平時から感染症対策等の普及啓発、 情報提供・共有	・感染拡大に備えて状況に応じた 情報提供・共有 ・相談体制の整備	・対策を効果的に行うための 情報提供・共有
(3)まん延防止	・基本的な感染対策の普及啓発、 有事の対応等の理解促進	・発生時の感染拡大防止や まん延時に迅速な対応が取れるよう 準備等の実施	
(4)ワクチン	・必要な資材の確保方法等の確認 ・接種体制が構築できるよう情報 収集	・接種体制の構築等、速やかな ワクチン接種実施のための準備	・ワクチン接種の実施 ・ワクチンの接種日程やワクチンの 有効性、安全性等の情報提供・共有
(5)保健			・県が実施する健康観察への協力
(6)物資	・感染症対策物資等の備蓄（防護服、 消毒液等）		
(7)市民生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備	・必要な対策の準備等	・まん延防止措置で生じ得る心身への 影響を考慮した必要な施策の実施 ・必要な生活支援等の実施

7(1) 感染症危機管理の実施体制



7(4) ワクチンの接種体制

- ・特定接種
医療の提供並びに市民生活及び国民経済の安定のため、医療関係者等に実施する。
- ・住民接種
接種を希望する全市民を対象に、医療機関等と連携し実施する。

対象者区分	備考
医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者、妊婦
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
成人・若年者	
高齢者	65歳以上の者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者）

対策項目の実効性を向上させるために、3つの横断的視点を設定

- ・人材育成
- ・国と地方公共団体との連携
- ・DXの推進

8 計画改定の経過

年月日	内容
令和7年8月4日	保健行政連絡会議（医人会）で意見聴取
令和7年8月21日	健康づくり推進協議会で意見聴取
令和7年12月3日	議会全員協議会で説明
令和7年12月10日～令和8年1月8日	パブリックコメントを実施し、市民からの意見公募
令和8年3月	議会への報告、計画公表、長野県への報告